

事務所衛生基準規則が改正されました

事務所におけるホルムアルデヒドによる労働者の健康リスクの低減等の課題に対応するために事務所衛生基準規則が改正されました。

今回の改正では、事務所の作業環境測定の頻度について、適正な管理が行われている場合には緩和できることになりました。

改正の概要

1 空気環境の調整が必要な機器の追加

空気環境の調整（浮遊粉じん量、一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率、ホルムアルデヒド量等を基準値以下に抑えること。）を行わなければならない空気調和設備及び機械換気設備について、中央管理方式のものに限定しないこととされました。

なお、この空気調和設備及び機械換気設備とは、「外気を導入して空気を浄化する機能」を有しているものをいいます。

2 ホルムアルデヒドに係る基準の設定及び測定

事務室に供給される空気中のホルムアルデヒドの濃度の基準及び事務室の建築等を行った場合の同室の空気中のホルムアルデヒドの測定について、以下のとおり規定されました。

ホルムアルデヒドの濃度（1気圧、25℃）は、 $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ （0.08ppm）以下とすること。

事務室の建築、大規模の修繕又は大規模な模様替えを行った場合、当該室の使用を開始した日以後最初に到来する6月から9月までの期間に1回、ホルムアルデヒドの濃度を測定すること。

3 作業環境測定の頻度の緩和

作業環境測定の頻度について、事務室の気温及び相対湿度が、過去1年間、基準を満たし、かつ、今後1年間もその状況が継続しないおそれがない場合には、室温及び外気温並びに相対湿度について、現行の2か月以内ごとに1回行わなければならない測定を春（3月から5月）又は秋（9月から11月）のいずれかの1回、夏（6月から8月）及び冬（12月から2月）における各1回の、年3回の測定とすることができることとされました。

なお、「当該状況が継続しないおそれがない場合」とは、当該事務室に係る空調設備の変更を行わない場合、事務室のレイアウトの大幅な変更が予定されていない場合等であって、事務室の気温及び相対湿度に係る基準を満たすことが想定される場合をいいます。

4 空気調和設備の冷却塔等の点検・清掃の追加

加湿器等の水質の問題として、レジオネラ属菌類等の病原体によって事務室の内部の空気が汚染されることを防止するため、空気調和設備の冷却塔、加湿装置等について、定期的に点検、清掃等を実施しなければならないこととされました。

5 ねずみ等の防除方法の効率化

ねずみ、昆虫等の生息の有無に関わらず防除を行うのではなく、その生息状況等を調査した上で、その結果に基づき、適切な防除を実施する等合理的な防除を行うことができることが明確にされました。

また、防除のため、殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、薬事法の承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いなければならないことについても併せて明確にされました。

なお、これらの清掃等の実施に係る事項については、労働安全衛生規則でも同様の改正が行われ、事務室以外にも適用されます。

「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が平成16年3月30日に公布され、一部[※]を除き同日付で施行されました。

※上記1、2及び4については、公布の日から起算して3ヶ月を経過した日（平成16年6月30日）から施行されました。

以上のことでご不明な点等がございましたら、最寄の都道府県労働局または労働基準監督署までお問合せください。

厚生労働省